

財務省告示第二百九十六号
 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四
 十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入
 消却したので、その国債の名称等を別表のとおり
 告示する。

平成十七年八月五日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	買入消却 実行日	額の 総額	買入 額の 総額
個 人 向 け （ 変 換 債 ） （ 十 年 ） ・ 利 付 券	第 二 回	平 成 十 七 年 十 月 六 日	五 百 萬 円	六 百 五 十 萬 円
〃	第 三 回	〃	六 千 萬 円	五 千 九 百 萬 円
合 計			一 億 一 千 萬 円	一 億 一 千 四 百 萬 円